

議案第76号

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年6月10日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく」を「市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。